

第 54 回公害紛争処理連絡協議会 (後編)

開催：令和 6 年 6 月 7 日

公害等調整委員会事務局

令和 6 年 6 月 7 日、都道府県公害審査会会長等に東京にお集まりいただき、「第 54 回公害紛争処理連絡協議会」を開催しました。これは、公害紛争に関して情報・意見の交換を行うことで職務の執行に関し共通の理解を持ち、公害紛争処理制度の円滑な運営を図るために例年 6 月頃開催しているものです。開催当日の概要について、前号において前半をお知らせしましたが、引き続きまして、後半の様子を次のとおりお知らせします。

意見交換

昨年度に引き続き、公害等調整委員会委員等と都道府県公害審査会会長等が、4 つのグループに分かれて意見交換を行い、本年度は新たに公調委から提示された公害紛争処理の全体構想に関連する論点について議論が交わされました。こちらの内容について、いくつかご紹介いたします。

< A グループ >

【国民の紛争解決ニーズと公害審査会の役割について】

○市町村の公害苦情相談窓口に寄せられる相談件数に比較すると公害審査会において汲み上げるべき紛争が埋もれているのではないかとの見方については、どのように考えているか。また、事件の汲み上げという面でどのような問題意識をお持ちか。〔公調委〕

→ 被申請人の歩み寄りが必要となる制度なので、既にある程度対応を行っているような状況では、申請を受けても解決が難しい。また、騒音問題などで申請人が 1 人しかいないような場合、どこまで公害として申請を受けるべきか、苦情相談として行政で対応すべきものもあると思われるため、判断が難しい。申請するかどうかはあくまでも当事者の判断ではあるが、申請前の相談があった時点で、調停の成立率が低いこと、調停には裁判所の手続と異なり法的な効力がないことなどデメリットについても説明する必要があると考えており、そのようにしている。〔A 県〕

→ 市町村での相談においてこじれたものが上がってくるため、申請者の解決への期待値が上がってしまっている。その時点で当事者ではなく市町村に対する不満がたまっていたり、公害の実態が確認できないような案件もあったりして、公害紛争処理制度で対応できることの誤解を解くことは必要。〔B県〕

→ 結局、市町村における苦情相談で第三者である市町村が対応したにもかかわらず解決しなかった案件となると、調停という当事者同士の合意を目指す制度においてはさらに解決が難しいのではないかと躊躇するところはある。〔C県〕

→ 悪臭や騒音・振動の案件の場合、数値を用いた規制基準は事業所に対するものしかないため、個人間での案件となると規制当局としての市町村は対応が難しい。そうして県に調停申請として上がってくるが、結局基準がないもの、感覚的なものに関しては、当事者同士の認識がかみ合わず、打切りとなってしまうこともある。〔D県〕

○申請の全くない県もあるが、申請のあった例を見ると、町工場からの粉塵飛散、農業施設からの悪臭、商業店舗、介護施設あるいは近隣住戸の室外機からの騒音、道路工事や公共施設の建替工事による振動・騒音・粉塵被害など全国どこにでも存在しそうな紛争に思われるが、このような紛争の解決手段として、公害審査会の役割・意義について、裁判所の手続など他の紛争解決機関と比較してどのように考えるべきか。〔公調委〕

→ 先ほどの発言に関して気になるのは、弁護士である自身の経験として、ある公害審査会事務局に申請の相談に行った際、非常にネガティブな説明をされて申請をやめたことがあった。審査会事務局の窓口であまりネガティブな説明をしてしまうと、申請を抑制しようとしていると誤解されかねないし、利用されないのは当然なので、意識改革が必要ではないか。〔E県〕

→ 利用者である弁護士の立場で見ても、公害審査会の調停委員には必ず弁護士が入ることや公害の専門家が関与することからその知見が利用できることは、公害審査会のメリットとして大きい。〔C県、E県、F県、D県〕

→ 同じく弁護士の立場で見たとき、公害審査会では多くの場合現地調査が行われ、また、騒音などの測定もされ、解決内容も柔軟であることなど、簡裁の民事調停などと比較しても公害審査会のメリットは大きい。〔C県、E県、F県〕

→ 簡裁の調停で調停調書により執行する事例は寡聞にして知らないが、公害審査会で調停が成立している時点で当事者は内容について合意しているので、実効性はあると思われる。〔F 県〕

→ 公害審査会で仮に調停が不成立になった場合であっても、調停手続が行われたということ自体が紛争解決に役立つ場合もあるのではないか。〔F 県〕

○紛争性が強く互譲による解決の限界を指摘する意見もあるが、公害審査会における調停は単なる互譲の取り次ぎではなく、公害審査会が合理的な解決策を主導的に仲介・調整する（腹案を持った調整）が期待されているように思われるが、当事者同士の互譲により合意を成立させるためにどのような工夫をされているか。〔公調委〕

→ 双方の話を聞き、他の手続を利用した場合の見通しについても説明して理解を得た上で、調停委員から調停案を提示したところ、成立したという案件があった。同じ審査会に属する他の委員も積極的に調停委員会としての案を示す運用をして、成功している。また、公害紛争処理制度を活用した測定結果については、たとえ調停が不成立となった場合でも他の手続においても活用できることはメリットになるのではないかと思う。〔G 県〕

→ 調停の一環として県公害審査会による現地調査が行われると、第三者が自分たちの意見を受けて動いてくれたという事実だけでも当事者がある程度満足してくれることもある。〔F 県〕

→ 基本的に規制値というのは行政の基準であって民事の紛争に直接当てはめられるものではないが、それでも専門的な知見をベースに定められた一つの客観的な基準と言うことで、行政基準や測定結果をうまく交渉に役立てられればよいのではないか。〔公調委〕

→ 公調委においても、調停案を示した上で、ダメ押しの受諾勧告を行う運用を行っており、一定の成果が出ている。また、最近、公害審査会でも受諾勧告により調停が成立した例の報告を受けた。〔公調委〕

○公害審査会における調停手続を円滑に進める面でも、市区町村との連携は、どのように行われているか。〔公調委〕

→ 騒音・振動・悪臭の規制は市町村の事務になるが、県の担当者も電話連絡や対面

での研修会などで市町村担当者と顔をつなげる関係になっていて、県からは技術研修や実地演習を行ったり、あるいは逆に調停の現地確認に市町村の担当者が立ち会うなど、連携を密に行っている。〔F県〕

→ 公害審査会事務局と別に規制担当課があるため、市町村との連携は規制担当どうしそちらの課が行っている。公害審査会事務局としては規制担当課に情報を取りに行かないといけない状況になっているので、市町村との連携という意味では足りない部分があるかもしれない。〔H県〕

→ 苦情者や、あるいは市町村の窓口にしても、一義的に市町村で受けるべきと思われる案件について「県の方が偉いから」といった感覚で、県にあげてくることがある。また、公調委事務局にしても、明らかに公害とは言えない案件について県の審査会事務局を紹介されたこともあった。そうすると、「市区町村や公調委と連携して」といわれても、なかなか相談しにくくなってしまう。〔I県〕

【手続のIT化について】

○現時点での導入状況について〔公調委〕

→ 当事者や利害関係人が遠方だった際に特例的に行ったことがあるが、原則対面ということで規定等を整備して行ったものではない。〔G県〕

→ 申請者の負担軽減の観点からウェブ会議方式の導入を決め『D県公害審査会の手続のウェブ会議方式による実施に関する事務処理要領』を整備したが、期日をウェブ会議方式で開催したことはない。調停委員会の開催にウェブ会議方式を用いた事例がある。今後期日をウェブ会議方式で開催する際には、当事者のインターネット接続環境の問題や非公開性の確保の問題があるので、期日に第三者が入らない工夫などについて、本日の全体会議で公調委から示された電子化の手引きも参考にした。〔D県〕

→ 両当事者に弁護士の代理人がついている場合に限り、双方の希望があればそれぞれの弁護士事務所からウェブによる期日を認めることになっている。ただし、実施例はまだ無い。〔E県〕

→ 係属中の事件で被申請人が母親の介護のため期日に来られないことから、期日の設定を容易にするため、ウェブ会議のみならず電話会議も含めた導入を検討中である。〔C県〕

→ 具体的な検討に至っていない。〔J 県、H 県、I 県、A 県、K 県、B 県〕

○ 公調委においては、手続の実施に Web 会議を幅広く利用しているが今のところ問題は生じていない。民事裁判における I T 化の状況や世の中の Web 会議の利用状況に照らし、利用者の利便性を高める上でも導入することが望ましいと思われるが、導入に当たって懸念や質問等があれば、ご発言いただきたい。〔公調委〕

→ 録音・録画されて、S N S などに流されたら、調停の非公開との関係で問題が非常に大きいと懸念している。違反があることが判明した場合に、事後的に責任追及すればいいというような単純なものではない。〔E 県、F 県、J 県〕

→ ウェブ会議方式の利用者が事務処理要領に定めたルールを守らない場合には、調停手続を打ち切ることはできるか。〔D 県〕

→ 対面手続の場合にも、録音の隠し撮りの問題は生じうるという面では、本質は変わらない。〔C 県〕

→ 一方が対面で他方が Web 参加の場合には、不公平感を与えないか。〔E 県〕

→ 交代時のトラブル、システム障害、通信の際のタイムラグ等により、円滑に進行できないおそれがある。また、当事者、委員等が発言を遠慮してしまうことも考えられる。〔E 県〕

→ 1 回目の接続の際に室内を一通りカメラで写してもらい、第三者がいないことを確認している。また、録音・録画については禁止であることを当事者に事前に周知している。これは裁判所における I T 化においても同様。ルールを守らない当事者に対しては、調停打ち切りということもあり得るのではないか。また、その他の手続の進行上の懸念については、運用の工夫等によって特段支障なく行われている。〔公調委〕

【その他】

○公調委に対して一言〔公調委〕

→ 弁護士が制度を知らないことが問題。制度を知れば活用されると思われる。弁護士を対象とした講演は効果がある。〔A 県、H 県〕

→ 機関誌「ちょうせい」は非常によくできている。日弁連の公害環境委員会のメー

リングリストに載せれば、公害問題に関心がある弁護士は読むのではないか。〔G県〕



< Bグループ >

【国民の紛争解決ニーズと都道府県審査会の手続等のマッチングについて】

○都道府県によって申請件数が異なるが、ある程度申請がある都道府県から状況を紹介してほしい。〔公調委〕

→ 毎年、県と市町村の環境関係部局の連絡会議において制度を紹介している。その効果なのか、県審査会に相談に来る時点で、元々苦情相談を行っていた市町村の窓口から制度の説明を受けていることが多い。〔L県〕

→ 毎年行っている市町村研修において、公調委の公害苦情相談アドバイザーの講演を実施している。この研修で制度を知ったのか、研修後に市町村経由の案件が増える傾向にある。〔M県〕

○法的強制力のある裁判所による民事調停との違いについて、考えを聞かせてほしい。〔公調委〕

→ 民事調停であっても強制執行できない場合もあるので、その点は大きな差が無いと思う。また、民事調停の調停委員は必ずしも公害に詳しいわけではないが、公害審査会の場合は専門家が必ずいるので、公害であればそういったノウハウを持った人が間に入る方が良い解決が導けるのではないかと思う。〔M県〕

- 公害紛争処理の手続であれば、裁判等とは異なり申請者側がデータを集めて立証するだけではなく、行政の方でも必要な調査を行うことができるし、専門家による意見等も行政側の費用負担で求めることができる。これは訴訟や民事調停では申請者側の負担になるので決定的な違いであり、大きなメリットであると考えている。
〔公調委〕

○都道府県や市区町村の環境部局や規制部局との連携について教えてほしい。〔公調委〕

- 関係者ということで、実際の期日の際に県や市町村の関係部局に参加してもらっている。また、調停成立後に市町村が行う実効性の測定などでも、県審査会の紹介で専門家の方に関わってもらった事例がある。〔N県〕
- 測定の際に関わってもらうが、フォローアップというよりは調停成立前に効果を測定して確認するようにしている。〔M県〕
- フォローアップの観点だと、公調委では義務履行勧告という手続があって、調停成立後であっても履行状況の確認ができる。こういった手続は裁判所では無いものなので、行政ADRならではの利点といえる。〔公調委〕

○騒音の測定について、県で計測することもあれば市町村が計測することもあるが、計測しても申請者側の思った数値ではなかった場合、納得しないことも多い。このような場合、どうやって調停を進めていけばよいのか。〔N県〕

- 申請人が思うような数値が出なかったとして、それで調停を打ち切って例えば裁判ををするとしても、結局数値が出ていない以上負けてしまう。それであれば、納得できない数値であったとしてもまずはそれを前提とした上で、少しでも申請人側の利益になるような内容を盛り込んで合意できるように話し合いを続ける方がよいのではないかと提案している。その上で、被申請人側にも現状数値が低いのであればその状態を維持することを約束してもらい、そのほか騒音がこれ以上大きくならないように留意する旨誓約する、といったことを盛り込んだり、任意で協力してもらえらることを上乗せしたりすると、申請人側にも充実感が出てくる。さらに清算条項を盛り込むことで、被申請人側にも利益になることを説明し、調整を進めるといったやり方を採っている。〔公調委〕
- アンケートの回答では互譲による合意の形成が非常に難しいとのご意見が多かったが、どちらかが全面的に譲歩するような形で抜本解決を目指すとなると確かに

難しい。ただ、現在紛争状態にあるところから一步でも改善して、今後について安心が得られるような材料があれば、話は聞いてもらえるのではないかと。両者の言い分を足して2で割るようなことでは説得できないので、あまり互譲というところを意識しすぎず、客観的なデータに基づいて一定の心証を得た上で、それを踏まえてどのような内容であれば合意できるか、ということを探っていくことが必要と考えている。〔公調委〕

○騒音防止規制法は市町村に権限が委譲されているので、県で騒音を測ることが減ってきており、ノウハウが失われつつある。いざ県審査会で申請を受けるとなっても、計測が難しくなっている。〔O県〕

→ 現状測定はできているが、職員個人の知識に依存して測定を行っている状況なので、今後人事異動等でどうなるかはわからない。〔P県〕

→ 測定の技術も人員も持っているが、ノウハウの維持には苦勞している。担当部局内で詳しい職員が勉強会を開くなど工夫している。〔M県〕

○合意を目指して期日を重ねることについて、合意の見込みが低いと思われるような案件ではむしろ申請人の負担になるのではないかと意見もあるが、この点についてご意見があれば。〔公調委〕

→ 決して早期の打ち切りありきではなく必要な期日は重ねているつもりだが、根拠が薄いような案件では、やはり不成立になる。ただ、調停は成立しなくても、話し合いの中で任意の協力を得られたような案件もあるので、ある程度期日を重ねる意味はあるのではないかと。〔Q県〕

→ 合意を得るためには申請者側の譲歩も必要だが、難しいのであればいたずらに期日を重ねても、時間やお金の無駄になってしまう場合もあり、悩ましい。〔R県〕

→ 公調委が抽象的な文言であってもどうにかして解決を図るという立場で調停を行っていると知って驚いた。そういった情報をもっと流して、粘り強く期日を重ねる重要性を研修等で周知するべきではないかと。〔M県〕

【手続のIT化について】

○期日のウェブ会議化について、導入実績のある県、具体的に検討している県から状況

を説明してほしい。〔公調委〕

→ 委員の改選の際に、まずは委員同士の引継ぎ等の打合せをウェブで行った。そこから期日外の連絡をウェブ会議で行うようになり、ちょうど公調委からの事務処理要領の提供を受けたので最終的な調停成立の期日をウェブで行った例がある。〔S 県〕

○非公開性の確認はどのように行っているのか。〔O 県〕

→ ウェブカメラで部屋の中を一度ぐるっと写してもらなどできる限りの確認を行うこともあるが、これまでそれで問題が起きたことはない。裁判所も同様であると聞いている。〔公調委〕



【その他】

○近年申請を 1 件も受け付けていない県がいくつもあるが、そういったところでは制度の広報活動をもっとやるべきではないか。やった上で申請が上がってこないのか。〔M 県〕

→ 公調委としても各地で講演等を行って制度の周知に努めている。特に各地の弁護士会との連携についても進めていきたい。公調委側の講師の費用は公調委で負担するので、是非講習会等呼んでいただきたい。〔公調委〕

→ 毎年市町村に対する研修を行っている。〔P 県、R 県、Q 県、L 県〕

→ 自分も委員になって初めてこの制度を知った。知っているとは非常にいい制度であるため、弁護士に対する広報が必要と考える。〔Q 県〕

< Cグループ >

【国民の紛争解決ニーズと公害審査会の役割について】

○騒音・振動・悪臭等の規制権限は市町村にあり、知識も市町村の方が多いような状況で、基準を超えていないような案件に対してどう対応するかという問題がある。紛争が解決しないまま処理が止まってしまうこともある。〔T県、U県、V県〕

→ 例え敷地境界で騒音規制法の基準値内だったとしても、屋内で中央環境審議会の睡眠に関する指針値を超えて相談者が被害を受けていると考えられることもある。規制当局としての市町村はできないことがないとしても、そういった案件を県審査会への調停申立てにつなげることはできるのではないかと考える。〔公調委〕

→ コロナ禍を機に市町村担当者に対する公害紛争処理制度の紹介機会が失われてしまい、そのままになっている。市町村担当者が県審査会の調停制度をよく知らないということも申し立てにつながらず処理が止まってしまう原因なのではないか。〔W県〕

→ 市町村担当者に対する研修を続けている県もある。〔公調委〕

○市町村で苦情処理が解決せずに県審査会に相談が上がってくる案件が少なからずあるが、相談者の要求がかなり高く、調停が成立することが想定できない。そういった案件について調停申請を勧めるということがよいことなのか躊躇する。〔W県〕

→ 初めの要求が高くとも、調停の中で話し合っていくことは可能ではないか。解決の見込みを最初から堅く考える必要はないのではないか。〔公調委〕

→ そもそもご近所トラブルのような案件を公害紛争処理制度で対応すべきか疑問がある。〔T県〕

→ 環境基本法2条3項に規定されている「相当範囲に・・・被害が生ずること」という要件に該当しなければ公害紛争処理制度で取り扱うことはできないが、調停であれば、その要件をあまり厳格に捉えることなく、紛争解決機能を果たしていてもいいのではないか。〔公調委〕

○相談者は苦情を申し立てて原因を取り除いてほしいというばかりで互譲で歩み寄るという考えがないことが多く、自らが当事者となって調停を行うことに納得してもら

えない。〔X 県〕

→ 申請を行えば、あとは県審査会で全部やってくれるという感覚の方も多く、申請は難しいと感じる。〔Y 県〕

→ 騒音の場合、実効性のある対策というのが非常に難しいが、測定を行って何らかの解決案をもって話し合いの舞台を作るということで、調停に進むというというのがよいのではないか。〔Z 県〕

→ 調停の申立てがあれば、調停の手続の中で測定をするという県も多数あって、測定結果を踏まえて妥当な解決案を提示するというスタンスが必要ではないか。調停委員の専門知見など持てるリソースをフル活用し、防音壁の設置とか発生源の位置をずらすとか、合理的な調停案を提示していくべきである。〔公調委〕

○せっかくまとめた調停であっても、履行されなければ裁判所で改めて民事調停を行わないと執行力を得られないとなると意味が無いのではないか。〔T 県、Y 県〕

→ 公害紛争処理制度においては調停に執行力はないものの義務履行勧告の制度があり、調停成立後に義務を履行しないとなったときに申し立てることができる。申し立てがあれば当事者に対して履行しない理由などを確認することができ、その時点で「すみません、履行します。」となるのが通常。〔公調委〕

○騒音規制法の適用がない地域であっても、測定を行って当事者がお互いの主張を重ねた上で一定の対策を提案することで、調停が成立することもある。〔A A 県〕

→ 測定するかどうかは調停委員会の判断になるので、相談者に対して申請前の段階で測定について案内するのは余計な期待をさせてしまう可能性もあり、難しいところもある。〔A B 県〕

→ 測定結果は参考値として使うこともあるが、あくまでもお互いの歩み寄りが大前提となるので、その点を説明すると調停の成立を諦めて申請をやめてしまうことが多い。〔T 県〕

→ 騒音規制法の適用がなく、あるいは測定の結果規制基準を超えていなかったとしても、先ほどの中央環境審議会の指針値、環境基準、低周波の参照値など、他の参考となる基準と照らし合わせた上で、法的に規制をかけられるレベルではなくても、申請人が苦痛を受けていることを裏付けるような数値もある、ということで被

申請人を説得していくこともできるのではないか。また、規制基準違反がない場合でも、調停条項の中に、今後も引き続き規制基準を遵守するとした上で、市町村に調停内容を知らせて、市町村から行政指導があった場合には、それに従うとの条項を入れ、市町村による継続的な関与を盛り込むことで、現状からの悪化を防ぐという観点から調停を成立させた案件もある。

同様に、規制基準だけでなく、他の参考となる基準もすべて違反がないという場合は、双方が測定結果と適用される基準を確認した上、引き続きこれらを遵守するという調停条項もあり得る。このような条項でも、相手方が任意に協力してくれる条項、例えば、騒音源となっているものを稼働させる時間帯にできるだけ配慮するといった内容を入れることで調停が成立することがある。〔公調委〕

○県審査会等の公害紛争処理機関について知らない弁護士が多いと感じている。裁判所の民事調停と比べて県審査会の方が相談者の希望に即した解決方法になっていることも多いと思うが、相談を受けた弁護士が県審査会を知らない。公調委の方でもっと研修等をしてもらえたらよいと思う。〔A A県〕

○成立の見込みがないままに調停期日を重ねることは結局当事者の負担になり、何度も手詰まり感を感じたことがある。〔A C県〕

→ 調停委員会が積極的に具体的な解決案を示したとしても、なかなか機能しないのではないかと考えている。基本的には当事者それぞれの言い分を調停案にまとめていって、合意形成を図るのが制度の趣旨であると理解している。〔T県〕

→ 当事者間の利害の調整だけでは期日を重ねても限界があるのは確かである。先ほどのとおり、測定結果等を基にして合理的な調停案を提示して説得すべきである。調停委員会がこのような腹案を持って説得を重ねたが、あと一押し足りないという場合、受諾勧告を行って調停を成立させた例もある。〔公調委〕

○公害紛争処理マニュアルにおいて、県審査会で受けるべき案件と公調委に送るべき案件の基準が明確でないので、どの程度の案件であれば公調委に送るべきなのか迷う。〔A D県〕

→ 最終的には個々の案件で判断することになるが、県審査会で不調となりそうな案件であっても、一定の地域全体に影響があるような案件であれば公調委につないでいただきたい。都道府県から事件の受付報告があった際に、公調委で取り扱うべき

可能性がある案件については事前にお知らせするようにしている。〔公調委〕

【手続のIT化について】

○調停調書について、期日の場で作成ということになっているが、ウェブ会議ではどのようにしているのか。〔A E 県〕

→ 調停委員長がウェブ会議上で調停条項を読み上げ、双方の合意を確認したことを調書に残している。署名押印等は求めている。〔公調委〕

< Dグループ >

【国民の紛争解決ニーズと公害審査会の役割について】

○事前アンケートの回答によると、苦情相談は一定数ある中で都道府県審査会への申請になかなかつながらないのは、当事者の互譲による解決という制度自体の限界による面があるのではないかといった意見があった。その点についてどう考えるか。〔公調委〕

→ 弁護士会でも公害紛争処理制度について聞いたことはないので、そもそも制度の周知が必要。ただ、双方の合意に頼る制度であると最終的な解決まで至らず、明確な決着がつく裁判を選んでしまうということもあると思う。〔A F 県〕

→ 被害が継続している事件だと、相談者は1か0かを求めてくる傾向にあるため、互譲による解決は難しい。

しかしながら、相隣関係の争いを解決する手段としてはよい制度だと思う。弁護士が知らないだけで民事調停を選んでいるところもあると思うので、弁護士会へ周知すれば制度の利用も期待できると思う。〔A G 県〕

→ まずは市町村の相談窓口において苦情相談対応があり、丁寧に聞き取り等を行う中で制度の紹介を受け、申請に至るという流れがあるようだ。〔A H 県〕

→ 周知の問題として費用負担が少ないということをもっと強調してもよいと思うが、県内も広いので県庁所在都市まで行かなければいけないというのは負担になるのかもしれない。〔A I 県〕

○令和5年に都道府県において受け付けた案件の一覧表をみると、その内容は、工場からの粉塵飛散、農業施設からの悪臭、店舗や近隣住居の室外機等からの騒音など、全国どこでも起こりうるような案件になっている。幅広く事案を取り扱っているようだが、実際はどうか。〔公調委〕

→ 個人宅や工場からの騒音被害が多い印象。粉じんの訴えも受けている。〔A H県〕

→ エネファームによる騒音など近隣の問題であってもなるべく拾ってあげるべきではないかと考えている（A G県）

→ 最近、新規の案件がなく、委員や事務局の知見が薄れていくことを心配している。申請に至らない理由として、苦情相談の時点で匿名の案件が多く、相手方に名前や住所等を伝えるというところでハードルがあるのではないかと感じている。相談者は、自ら当事者として解決を目指すというより行政として対応してほしいという希望を持っている。〔A J県〕

→ 新規案件がなく、ノウハウが蓄積されないとのことだが、取り扱う案件をあまり厳しく捉えず、例えば被害範囲が限定的な場合や、典型7公害に当たらないようなものが含まれている場合であっても、調停としては対応が可能な場合があるので、その辺は柔軟に捉えてもいいのではないかと。〔公調委〕

○客観的な証拠に基づく調停の観点から、測定を行うに当たって都道府県の他部局や市区町村との協力を行っている例があれば、紹介してほしい。〔公調委〕

→ 県が精密騒音計を持っていて貸し出しをしており、市町村を対象とした講習会も毎年行っている。市町村において必要に応じて測定を行っている。ただし、測定を行うとそれにこだわって声高に主張をする方もいるので、そのときどきに応じて判断しており、測定した場合は参考値として扱っている。〔A K県〕

→ 県の環境研究所で市町村に対する研修や技術指導、市町村に同行しての測定などを行っており、審査会の要請があれば自ら測定を実施する体制となっている。ただ、測定を行ってもデータの取り扱いが難しく、問題の解決につながらないケースも多い。そのため、審査会として測定の要請に至らない場合が多い。むしろ、申請人の被害感の軽減、被申請人の納得・協力姿勢というところが重要。〔A G県〕

【手続の I T 化について】

○ウェブ会議の導入状況について説明してほしい。〔公調委〕

→ 委員のみの会議については実績があるが、当事者を含めたウェブ会議は導入後新規の受付案件がないので実績がない。〔A L 県〕

→ 本人以外の者がその場にいないということが確認できない、録音・録画について防ぐことができない、といった懸念があることから、導入の予定はない。〔A K 県〕

→ 県審査会事務局としてはセキュリティの問題で難しいと考えているが、個人的には、各地にある県の出先機関を拠点としてウェブ会議を行えば、県庁所在都市まで来てもらうよりは負担の軽減になるのではないかと考えている。〔A M 県〕

○基本的にウェブ会議の内容というものは外部に漏れる可能性があるという前提なので、個人情報が含まれる会議は対面で行うなどのルールが必要と考える。〔A J 県〕

→ 情報の取り扱いには十分留意する必要があるが、利便性の向上や事務合理化の観点から一定のセキュリティ対策を講じた上での導入は時代の趨勢であると考えており、前向きに検討していただきたい。〔公調委〕

以上のように、各グループにおいて活発な議論が行われましたが、特に議論となりました、

1. どういった案件であれば調停申請に適するのか。当事者双方の意見にかい離がある場合、どのように調停整理を図れば良いのか。
2. 公害紛争処理手続の I T 化について、どのように進めれば良いのか。

という 2 つの議題につきましては、それぞれ

1. 機関誌「ちょうせい」第 118 号（令和 6 年 8 月） 『公害調停のすすめ－規制基準と調停の関係について－』（都築政則委員）
2. 機関誌「ちょうせい」第 119 号（令和 6 年 11 月） 『公害調停 I T 化のすすめ－調停手続へのウェブ会議導入に向けて－』（若生俊彦委員）

において考え方がまとめられておりますので、御参考としてください。